

公益社団法人熊本県緑化推進委員会理事会規程

(趣 旨)

第1条 公益社団法人熊本県緑化推進委員会(以下「推進委」という。)理事会の会議(以下「会議」という。)の運営に関しては、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 理事長は、推進委員定款第34条により会議を召集しようとするときは、会議の7日前までに、日時・場所及び議案等を書面をもって理事に通知しなければならない。ただし、全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催できる。

(会議の非公開)

第3条 会議は、非公開とする。ただし、議長が必要と認めたときは、会議にはかり公開とすることができる。

(議案の決定等)

第4条 会議に付すべき議案及び議事日程は、理事長が定める。

- 2 理事が議案を発議しようとするときは、その案及び理由を記した文書を、あらかじめ、理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、前項の議案の提出があったときは、これを会議に付さなければならない。

(会議の発言)

第5条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(議決の方法)

第6条 議決は、口頭、挙手、起立又は無記名投票によって行う。ただし、必要により記名投票によって行うことができる。

(議員の出席)

第7条 理事長は、必要に応じ推進委の職員その他の関係者を会議に出席させ、意見を徴することができる。

(議事録)

第8条 理事長は、推進委の職員に会議の議事録を作成させるものとする。

- 2 議事録に記載する事項は、概ね次の各号に掲げるとおりとし、理事長及び監事がこれに署名するものとする。
 - (1)開催年月日及び場所
 - (2)開会及び閉会の時刻
 - (3)出席した理事、監事の氏名
 - (4)会議に付した議案の題目並びに審議の経過及び結果の要旨
 - (5)その他必要と認めた事項
- 3 議事録は、推進委の事務所に永久に保管するものとする。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議にはかつて理事長が別に定める。

附則

- 1 この規定は、平成8年7月30日から施行する。
- 2 この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。